

## 立入検査等の主な指導事項

資料6

### (有料老人ホーム)【老人福祉法】

#### 人員及び利用者支援関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の事業所の職員が夜間帯の対応をしているため、有料老人ホームとして昼夜問わず1名以上職員を配置できていなかった。</li> <li>○ 消防訓練及び避難訓練が実施されていなかった。</li> <li>○ 事故発生記録について、大阪府へ報告されていなかった。</li> <li>○ 入居者等の個人情報を利用するにあたり、文書による同意を得ていなかった。</li> <li>○ 介護等サービス提供に係る契約について、契約書が締結されていなかった。</li> <li>○ 定期的(年2回以上)に自主点検を実施していなかった。</li> <li>○ 苦情相談窓口(設置者及び所管庁)が掲示されていなかった。</li> <li>○ 物置に感染性の廃棄物と清潔品が併置されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制を確保するため、昼夜を問わず1名以上の職員が常勤していること。</li> <li>○ 事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に年2回(うち1回は夜間想定)行うこと。</li> <li>○ 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、「大阪府有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について」に基づき、大阪府へ速やかに報告すること。また、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</li> <li>○ 設置者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族等の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得ること。</li> <li>○ 入居契約と同様に介護等サービス提供に係る契約についても、契約書を締結すること。</li> <li>○ 適切な運営を行うために、定期的(年2回以上)に自主点検を行うこと。</li> <li>○ 苦情相談窓口(設置者及び所管庁)を施設内の見やすい場所に掲示すること。</li> <li>○ 感染を防ぐ観点から感染性の廃棄物と清潔品を別々に管理するなど適切に管理すること。</li> </ul>

## (サービス付高齢者向け住宅)【老人福祉法】

### 人員及び利用者支援関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防訓練及び避難訓練が実施されていなかった。</li> <li>○ 更衣室が倉庫に転用されていたが変更の届出がされていなかった。</li> <li>○ 事故が発生した際に、大阪府へ報告がされていなかった。</li> <li>○ 入居者から徴収する費用に課税又は非課税のものが混在していた。</li> <li>○ サービス提供者が日中において常駐していない日があった。</li> <li>○ 登録申請時に添付された契約書とは異なる契約書で契約が締結されていた。</li> <li>○ サービスを提供する職員の資格が確認できなかった。</li> <li>○ 入居契約書に住戸番号および契約期間の記載のないもの等が散見された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に年2回(うち1回は夜間想定)行うこと。</li> <li>○ 平面図の変更を行った場合は、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。</li> <li>○ 住宅内における死亡事故及び負傷等が発生した場合は、発生後、速やかに大阪府へ報告を行うこと。</li> <li>○ 入居者から徴収する費用については、課税又は非課税を明確に区分のうえ、適切に徴収すること。 また、登録事項については、適切金額表記(税込み又は非課税)により登録することとし、変更にあたっては法第9条第1項に従い届け出ること。</li> <li>○ 一定の資格者等が、当該住宅の敷地及び当該敷地に隣接する土地に存する建物に日中において常駐するよう、適正な職員配置を行うこと。</li> <li>○ 登録申請時の契約書により契約を行うこと。なお、契約書を変更する場合は、変更届出を行うこと。</li> <li>○ 職員を雇用する際には、資格の確認できる書類を徴収し、資格を確認すること。</li> <li>○ 入居契約書には、住戸番号および契約期間を記載すること。また、全入居者の契約書等を確認し、整備しなおすこと。</li> </ul>

○ 給湯室内の台所が施錠されており、入居者が自由に利用できていなかった。

○ 苦情・虐待等に対する窓口の状況について入居者等が容易に確認できるよう掲示されていなかった。

○ 台所等の共有スペースについては、入居者が自由に利用できるようにすること。

○ 苦情・虐待等に対する窓口の状況について入居者等が容易に確認できるよう掲示すること。